

令和 7 年 3 月 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 6 号	農業委員会委員の任命について
同 意 第 7 号	農業委員会委員の任命について
同 意 第 8 号	農業委員会委員の任命について
同 意 第 9 号	農業委員会委員の任命について
同意第10号	農業委員会委員の任命について
同意第11号	農業委員会委員の任命について
同意第12号	農業委員会委員の任命について
同意第13号	農業委員会委員の任命について
同意第14号	農業委員会委員の任命について
同意第15号	農業委員会委員の任命について
議案第41号	洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定について
議案第42号	洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定について
議案第43号	洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定について
議案第44号	洞爺湖町の休日定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理について
議案第45号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
議案第46号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第47号	洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第48号	洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 4 9 号	洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 5 0 号	洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正について
議案第 5 1 号	洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止について
議案第 5 2 号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 5 3 号	洞爺湖町公園条例の一部改正について
議案第 5 4 号	洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について
議案第 5 5 号	町道の廃止について
議案第 5 6 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 5 7 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 8 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 9 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 0 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 1 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 2 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 3 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 6 4 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 6 5 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 6 6 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 7 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
議案第 6 8 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
議案第 6 9 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

同意第6号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 青 山 晴 重
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第 7 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 吉 田 新 一
昭和 年 月 日生

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 田 中 恭 一
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第9号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 佐々木 哲 三
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 佐 伯 昌 彦
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第 11 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 丸 田 学
昭和 年 月 日生

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第 12 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 菊 地 哲 也
昭和 年 月 日生

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 曾 川 泰 寛
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第14号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 西 岡 正 雄
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第15号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町
氏 名 宮 本 好
昭和 年 月 日生

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第41号

洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定について

洞爺湖町デマンド交通運行条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町デマンド交通運行条例

(目的)

第1条 住民の運送体系を整備し、公共の福祉を増進するため、洞爺湖町デマンド交通（以下「デマンド交通」という）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、デマンド交通とは運行範囲及び運行時刻を定め、利用者の予約に応じて運行するものをいう。

(運行)

第3条 デマンド交通の運行路線及びその区域は、国土交通大臣の許可又は登録を受けた路線及び区域とし、規則で定める。

2 デマンド交通の運行回数、運行日及び停留所その他運行内容については、規則で定める。

(運行の制限)

第4条 町長は、災害その他やむを得ない事由があると認めたときは、運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

(使用料)

第5条 利用者は、1人1乗車につき500円の使用料（以下「運賃」という。）を納付しなければならない。

(運賃の減免)

第6条 町長は、必要があると認めたとき、運賃を減免することができる。

(運賃の還付)

第7条 すでに納入した運賃は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その限りではない。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、乗務員が地域公共交通の安全確保又は車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

(乗車の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 利用者が乗車定員を超えて乗車しようとするとき。
- (2) 安全運行の妨げになるとき。
- (3) 故意にデマンド交通の車両及び設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、デマンド交通の運行上支障があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、地域公共交通に供する機材若しくはその附帯施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委託)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、デマンド交通に関する業務を委託することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(洞爺湖町営バス運行条例の廃止)

- 2 洞爺湖町営バス運行条例（平成26年洞爺湖町条例第10号）は、廃止する。

議案第42号

洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定について

洞爺湖町特別職報酬等審議会条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特別職等報酬審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、洞爺湖町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は議員報酬並びに町長、副町長、教育長の給料額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織し、その委員は町内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集に関する経過措置)

2 この条例の施行の日後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

議案第43号

洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定について

洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第8条）

第3章 洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会（第9条—第15条）

第4章 洞爺湖町いじめ再調査委員会（第16条—第20条）

第5章 雑則（第21条—第23条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめ防止対策や重大事態に適切に対処するために必要な事項を定めるものとする。

第2章 洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 町は、洞爺湖町におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づく、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第3条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） いじめ防止等に関係する機関及び団体（以下「関係機関」という。）の連携に

関すること。

(2) その他いじめ防止等のための対策の推進に関し、必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、町長及び教育委員会の事務部局、北海道警察、学校その他次の各号に掲げる関係機関の中から教育委員会が任命する。

(1) 青少年関係団体

(2) 児童福祉関係団体

(3) 地域活動を行う団体

(4) 前各号に掲げる関係機関のほか、必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、教育長をこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会の会議に必要があると認めたときは関係者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第3章 洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会

(設置)

第9条 法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第10条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に定める重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするため必要な事項の調査審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第11条 委員会は、5人以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから教

育委員会が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医療者
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は児童福祉の専門知識を有する者
- (5) いじめ防止に知見を有する者

2 教育委員会は、前条に定める事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時委員を任命することができる。

3 教育委員会は、前2項の委員の任命に際し、重大事態に係る関係者と利害関係を有する者を委員に任命することができない。

(任期)

第12条 委員の任期は、任命の日から第10条に規定する調査審議の結果を答申した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長各1人置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員（第11条第2項の臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第15条 委員長は、会議に必要があると認めたときは関係者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 洞爺湖町いじめ再調査委員会

(設置)

第16条 法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として、洞爺湖町いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第17条 再調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重

大事態の調査結果（以下「調査結果」という。）について必要な調査審議を行い、町長に答申するものとする。

（組織）

第18条 再調査委員会は、5人以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医療者
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は児童福祉の専門知識を有する者
- (5) いじめ防止に知見を有する者

2 町長は、調査結果の内容に応じて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時委員を任命することができる。

3 町長は、前2項の委員の任命に際し、第11条の委員や重大事態に係る関係者と利害関係を有する者を委員に任命することができない。

（任期）

第19条 委員の任期は、任命の日から第17条に規定する調査審議の結果を答申した日までとする。

（準用）

第20条 第13条から第15条までの規定は、再調査委員会について準用する。
この場合において、第13条中「委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第14条中「委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「第11条第2項」とあるのは「第18条第2項」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

（守秘義務等）

第21条 委員会の委員及び臨時委員並びに再調査委員会の委員及び臨時委員（総じて、次項において「委員」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、この条例の規定による調査等に際して、適正に個人情報を取扱うとともに、公平性及び中立性を確保し、誹謗中傷等による権利侵害が生じないよう配慮しなければならない。

（庶務）

第22条 協議会、委員会及び再調査委員会の庶務は、次の各号に掲げる部署において処理する。

- (1) 協議会及び委員会 教育委員会 いじめ防止所管課

(2) 再調査委員会 総務部いじめ防止所管課
(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会及び委員会に必要な事項は教育委員会が定め、再調査委員会に必要な事項は町長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(会議の招集に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日後最初に開かれる会議は、第7条第1項（第14条で読み替える場合を含む。）の規定にかかわらず、教育委員会又は町長が招集する。
(洞爺湖町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 洞爺湖町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第30号）の一部を次のように改正する。
別表中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会	委員	日額	15,000 円
(11) 洞爺湖町いじめ再調査委員会	委員	日額	15,000 円

議案第44号

洞爺湖町の休日定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理について

洞爺湖町の休日定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町の休日定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町の休日定める条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町の休日定める条例（平成18年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(洞爺湖町社会教育施設条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町社会教育施設条例（平成18年洞爺湖町条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12月30日」を「12月28日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(洞爺湖町体育施設条例の一部改正)

第4条 洞爺湖町体育施設条例（平成18年洞爺湖町条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第1あぶた体育館の項休館日の欄中「12月30日」を「12月28日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正)

第5条 洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例（平成20年洞爺湖町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「12月30日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(洞爺湖文化センター条例の一部改正)

第6条 洞爺湖文化センター条例（平成24年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表午前9時から午後9時までの項中「12月30日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(洞爺湖町観光情報センター設置条例の一部改正)

第7条 洞爺湖町観光情報センター設置条例（令和3年年洞爺湖町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第45号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号及び第4号並びに第23条第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(洞爺湖町行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町行政不服審査会条例（平成28年洞爺湖町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年洞爺湖町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例第23条第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第46号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条の前の見出し中「(扶養手当)」を「(扶養手当)」に改め、同条第2項第1号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第2項第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条第1項第1号中「有料の道路（以下）」を「有料の道路（以下この項から第3項までにおいて）」に改め、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「以下」を「次項において」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単

位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前項に定める額」を「、第1号に定める額又は前号に定める額」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第20条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第25条第2項中「、第13条、第14条及び第17条」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条、第13条、第15条、第20条及び第25条の規定並びに附則第2項及び第4項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給与表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ず

るものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害を有する者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあるのは、「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

- 5 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(適用区分)

- 6 この条例による改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の改正の対象となる手当について適用し、令和6年度分までの改正の対象となる手当については、なお従前の例による。

附則別表（附則第2条関係）

行政職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9

4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	

8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

議案第 47 号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年洞爺湖町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を第 4 章 雑則（第 53 条）」に改める。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条にお

いて「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提供したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年洞爺湖町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）」を「第 5 章
事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）
雑則（第 49 条）」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 1

07号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより

1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「同条第3項第2号」を「同条第3項第3号」に、「第3号」を「第4号」に、「第9号」を「第10号」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)」を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「同条第3項第2号」を「同条第3項第3号」に、「第3号」を「第4号」に、「第9号」を「第10号」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものについては、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第 49 号

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 26 年洞爺湖町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業者の設備の安
全点検、職員、利用者等に対する事業所以外での活動、取組等を含めた放課後
児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職
員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事
項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当
該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するととも
に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな

なければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所以外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第2項ただし書中「放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助する者（以下「補助員」という。）」を「、補助員（放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助する者をいう。第6項においても同じ）」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を、「もの」の次に「（放課後児童健全育成事業者が研修計画を定めて、当該研修を採用から2年以内に修了することを予定しているものを含む）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に関わらず、一つの支援の単位の利用者が5人以下となる時間帯において、利用者の安全確保方策が図られている時に限り、放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに1人とすることができる。ただし、放課後児童支援員の確保が困難である場合には、補助員をもって代えることができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施

するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正について

洞爺湖町長寿祝い金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町長寿祝い金の一部を改正する条例

洞爺湖町長寿祝い金条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び満 88 歳」及び「満 100 歳の者については、」を削り、「10 年」を「30 年」に改める。

第 3 条中「100 歳祝い金については 20 万円、88 歳祝い金については 2 万円」を「3 万円分のとうやコイン及び記念品」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 1 号

洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止について

洞爺湖町配食サービス事業に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町配食サービス事業に関する条例を廃止する条例

洞爺湖町配食サービス事業に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 1 0 4 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第52号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「22万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「22万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

洞爺湖町公園条例の一部改正について

洞爺湖町公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町公園条例の一部を改正する条例

洞爺湖町公園条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ロの表中えぼし岩公園の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例

洞爺湖町立学校設置条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 虻田中学校の項中「入江 1 9 0 番地 8」を「栄町 5 9 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 5 号

町道の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、町道路線を次のように廃止する。

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長	備 考
T-75	岩屋 2 号線	岩屋 15-5 番地先 岩屋 15-5 番地先	100. 32m	

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第 56 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 93,667 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,345,675 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 町 税		1, 172, 320	40, 000	1, 212, 320
	1. 町 民 税	329, 620	35, 000	364, 620
	2. 固 定 資 産 税	549, 000	18, 000	567, 000
	5. 入 湯 税	190, 000	△ 13, 000	177, 000
10. 地 方 特 例 交 付 金		31, 820	624	32, 444
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	624	624
11. 地 方 交 付 税		3, 617, 845	93, 447	3, 711, 292
	1. 地 方 交 付 税	3, 617, 845	93, 447	3, 711, 292
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		57, 360	△ 2, 098	55, 262
	1. 分 担 金	20, 858	102	20, 960
	2. 負 担 金	36, 502	△ 2, 200	34, 302
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		206, 134	1, 656	207, 790
	1. 使 用 料	175, 889	2, 210	178, 099
	2. 手 数 料	30, 245	△ 554	29, 691
15. 国 庫 支 出 金		768, 297	△ 16, 237	752, 060
	1. 国 庫 負 担 金	294, 604	11, 565	306, 169
	2. 国 庫 補 助 金	463, 600	△ 27, 702	435, 898
	3. 委 託 金	10, 093	△ 100	9, 993
16. 道 支 出 金		329, 562	△ 2, 669	326, 893
	1. 道 負 担 金	207, 738	289	208, 027
	2. 道 補 助 金	107, 642	△ 2, 958	104, 684
18. 寄 附 金		297, 201	1, 200	298, 401
	1. 寄 附 金	297, 201	1, 200	298, 401

(単位：千円)

19. 繰入金		353,950	△ 164,593	189,357
	1. 繰入金	353,950	△ 164,593	189,357
21. 諸収入		78,134	△ 3,497	74,637
	5. 雑入	55,912	△ 3,497	52,415
22. 町債		1,040,400	△ 41,500	998,900
	1. 町債	1,040,400	△ 41,500	998,900
歳入合計		8,439,342	△ 93,667	8,345,675

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		960,567	89,619	1,050,186
	1. 総 務 管 理 費	921,974	91,469	1,013,443
	2. 徴 税 費	5,518	△ 80	5,438
	3. 戸籍住民基本台帳費	22,988	△ 1,670	21,318
	4. 選 挙 費	7,253	△ 100	7,153
3. 民 生 費		1,865,351	△ 53,335	1,812,016
	1. 社 会 福 祉 費	1,230,854	△ 35,192	1,195,662
	3. 医 療 助 成 費	211,786	△ 7,880	203,906
	4. 児 童 福 祉 費	189,462	1,182	190,644
	5. 保 育 所 費	233,212	△ 11,445	221,767
4. 衛 生 費		900,990	△ 35,133	865,857
	1. 保 健 衛 生 費	232,296	△ 21,787	210,509
	2. 環 境 衛 生 費	31,853	△ 7,184	24,669
	4. 清 掃 費	633,604	△ 5,921	627,683
	5. 公 害 対 策 費	3,016	△ 241	2,775
5. 労 働 費		6,200	△ 2,000	4,200
	1. 労 働 費	6,200	△ 2,000	4,200
6. 農 林 水 産 業 費		173,586	△ 6,422	167,164
	1. 農 業 費	109,060	△ 3,426	105,634
	2. 林 業 費	11,849	△ 506	11,343
	3. 水 産 業 費	52,677	△ 2,490	50,187
7. 商 工 費		340,998	△ 4,832	336,166
	1. 商 工 費	56,939	△ 2,610	54,329
	2. 観 光 費	284,059	△ 2,222	281,837

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土 木 費		1,071,920	3,582	1,075,502
	1. 土 木 管 理 費	34,565	△ 130	34,435
	2. 道 路 橋 梁 費	382,370	42,635	425,005
	3. 河 川 費	7,492	△ 3,314	4,178
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	42,873	△ 5,189	37,684
	5. 都 市 計 画 費	344,228	△ 15,442	328,786
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	260,392	△ 14,978	245,414
9. 消 防 費		431,927	△ 7,798	424,129
	1. 消 防 費	431,927	△ 7,798	424,129
10. 教 育 費		450,719	△ 15,454	435,265
	1. 教 育 総 務 費	135,535	△ 7,838	127,697
	2. 小 学 校 費	81,564	△ 1,889	79,675
	3. 中 学 校 費	65,982	△ 1,084	64,898
	4. 社 会 教 育 費	74,599	△ 2,157	72,442
	5. 保 健 体 育 費	93,039	△ 2,486	90,553
12. 給 与 費		1,170,564	△ 44,200	1,126,364
	1. 給 与 費	1,170,564	△ 44,200	1,126,364
13. 予 備 費		55,210	△ 17,694	37,516
	1. 予 備 費	55,210	△ 17,694	37,516
歳 出 合 計		8,439,342	△ 93,667	8,345,675

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	プレミアム地域通貨発行事業	41,526 千円
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援等給付金事業	14,025 千円
4 衛生費	4 清掃費	花美館維持管理事業	1,138 千円
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	18,805 千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
役場本庁 舎長寿命 化事業	82,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	78,900	同左	同左	同左
子ども医 療助成 拡大事業	16,400	同上	同上	同上	14,700	同上	同上	同上
保育所統 合複合化 施設建設 事業	21,600	同上	同上	同上	16,900	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
西いぶり 広域連合 新中間処 理 施 設 建設事業	424,400	同上	同上	同上	422,500	同上	同上	同上
地域交流セ ンター解体 事 業	31,900	同上	同上	同上	30,300	同上	同上	同上
火葬場解体 事 業	3,100	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上
道 営 土 地 改 良 事 業	14,000	同上	同上	同上	9,900	同上	同上	同上
虻田漁港整 備 事 業	14,000	同上	同上	同上	12,000	同上	同上	同上
財 田 自 然 観 察 道 整 備 事 業	9,800	同上	同上	同上	9,600	同上	同上	同上
住宅リフ ォ ー ム 助 成 事 業	10,000	同上	同上	同上	9,600	同上	同上	同上
橋梁長寿命 化 事 業	21,400	同上	同上	同上	16,300	同上	同上	同上
町 営 住 宅 長 寿 命 化 改 修 事 業	87,500	同上	同上	同上	84,200	同上	同上	同上
通信指令台 更 新 事 業	41,500	同上	同上	同上	33,200	同上	同上	同上
学校施設 空調設備 整 備 事 業	8,400	同上	同上	同上	7,600	同上	同上	同上
高校生通 学 費 等 助 成 事 業	8,500	同上	同上	同上	6,300	同上	同上	同上

議案第 57 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 98,100 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,123,677 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

–60–

議案第 58 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62,247 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,272,787 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 介 護 保 険 料		220,944	△ 2,553	218,391
	1. 介 護 保 険 料	220,944	△ 2,553	218,391
2. 国 庫 支 出 金		318,343	△ 1,788	316,555
	1. 国 庫 負 担 金	208,420	△ 12,801	195,619
	2. 国 庫 補 助 金	109,923	11,013	120,936
3. 道 支 出 金		195,457	△ 9,751	185,706
	1. 道 負 担 金	186,671	△ 9,755	176,916
	2. 道 補 助 金	8,786	4	8,790
4. 支 払 基 金 交 付 金		336,031	△ 18,869	317,162
	1. 支 払 基 金 交 付 金	336,031	△ 18,869	317,162
6. 繰 入 金		233,285	△ 29,286	203,999
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	210,285	△ 6,286	203,999
	2. 基 金 繰 入 金	23,000	△ 23,000	0
歳 入 合 計		1,335,034	△ 62,247	1,272,787

(単位：千円)

-63-

議案第59号

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,187千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-66-

議案第60号

令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）		（単位：千円）	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	311,882	△6,501	305,381
第1項 営業収益	195,225	0	195,225
第2項 営業外収益	116,656	△6,501	110,155
第3項 特別利益	1	0	1

（支 出）		（単位：千円）	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	311,882	△6,501	305,381
第1項 営業費用	296,894	△6,501	290,393
第2項 営業外費用	10,936	0	10,936
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	4,051	0	4,051

第3条 予算第10条他会計からの補助金「53,000千円」を「46,499千円」に改める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第61号

令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支 出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	88,176	0	88,176
第1項 営業費用	81,834	0	81,834
第2項 営業外費用	4,354	255	4,609
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	1,987	△255	1,732

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第 6 2 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 下水道事業収益	593,433	△10,700	582,733
第 1 項 営業収益	184,758	0	184,758
第 2 項 営業外収益	408,674	△10,700	397,974
第 3 項 特別利益	1	0	1

(支 出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 下水道事業費用	593,433	△10,700	582,733
第 1 項 営業費用	569,372	△10,700	558,672
第 2 項 営業外費用	21,209	0	21,209
第 3 項 特別損失	1	0	1
第 4 項 予備費	2,851	0	2,851

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 2 0, 9 6 6 千円は、過年度損益勘定留保資金 5 4, 5 1 7 千円、当年度損益勘定留保資金 6 6, 4 4 9 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	210,658	△9,497	201,161
第1項 企業債	39,800	△1,200	38,600
第2項 他会計補助金	112,272	△4,137	108,135
第3項 国庫補助金	58,530	△4,160	54,370
第4項 負担金等	56	0	56

(支 出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	330,494	△8,367	322,127
第1項 企業債償還金	213,234	0	213,234
第2項 建設改良費	117,260	△8,367	108,893

第4条 予算第6条企業債を、次のとおり補正する。

(変更)

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共 下水道 事業	37,700	普通 貸借 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又は その他資金と し、その融資 条件による。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	37,600	同左		
公営 企業 会計 適用 事業	2,100				1,000			

第5条 予算第10条他会計からの補助金「331,553千円」を「316,716千円」に改める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第63号

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,294,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		1,216,300
	1. 町 民 税	366,140
	2. 固 定 資 産 税	561,700
	3. 軽 自 動 車 税	24,460
	4. 町 た ば こ 税	84,000
	5. 入 湯 税	180,000
2. 地 方 譲 与 税		72,500
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	51,000
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	16,500
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	5,000
3. 利 子 割 交 付 金		300
	1. 利 子 割 交 付 金	300
4. 配 当 割 交 付 金		2,500
	1. 配 当 割 交 付 金	2,500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,300
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,300
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		20,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	20,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		230,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	230,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		700
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	700
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		7,500
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	7,500
10. 地 方 特 例 交 付 金		3,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	3,000

款	項	金 額
11. 地 方 交 付 税		3,630,000
	1. 地 方 交 付 税	3,630,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		600
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	600
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		63,881
	1. 分 担 金	25,752
	2. 負 担 金	38,129
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		203,713
	1. 使 用 料	173,402
	2. 手 数 料	30,311
15. 国 庫 支 出 金		727,275
	1. 国 庫 負 担 金	328,652
	2. 国 庫 補 助 金	386,210
	3. 委 託 金	12,413
16. 道 支 出 金		334,306
	1. 道 負 担 金	202,221
	2. 道 補 助 金	111,968
	3. 委 託 金	20,117
17. 財 産 収 入		25,804
	1. 財 産 運 用 収 入	21,802
	2. 財 産 売 払 収 入	4,002
18. 寄 附 金		292,149
	1. 寄 附 金	292,149
19. 繰 入 金		300,690
	1. 繰 入 金	300,690
20. 繰 越 金		20,000
	1. 繰 越 金	20,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		59,064
	1. 議 会 費	59,064
2. 総 務 費		935,655
	1. 総 務 管 理 費	881,938
	2. 徴 税 費	9,356
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	27,024
	4. 選 挙 費	8,876
	5. 統 計 調 査 費	7,312
	6. 監 査 委 員 費	1,149
3. 民 生 費		2,134,975
	1. 社 会 福 祉 費	1,215,148
	2. 国 民 年 金 費	33
	3. 医 療 助 成 費	203,652
	4. 児 童 福 祉 費	171,719
	5. 保 育 所 費	544,423
4. 衛 生 費		481,967
	1. 保 健 衛 生 費	177,557
	2. 環 境 衛 生 費	68,689
	3. 畜 犬 対 策 費	210
	4. 清 掃 費	232,391
	5. 公 害 対 策 費	3,120
5. 労 働 費		3,700
	1. 労 働 費	3,700
6. 農 林 水 産 業 費		222,535
	1. 農 業 費	136,552
	2. 林 業 費	8,491
	3. 水 産 業 費	77,492

款	項	金 額
7. 商 工 費		240,800
	1. 商 工 費	54,123
	2. 観 光 費	186,677
8. 土 木 費		954,702
	1. 土 木 管 理 費	32,970
	2. 道 路 橋 梁 費	311,165
	3. 河 川 費	12,300
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	31,133
	5. 都 市 計 画 費	268,187
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	298,947
9. 消 防 費		506,011
	1. 消 防 費	506,011
10. 教 育 費		625,697
	1. 教 育 総 務 費	122,224
	2. 小 学 校 費	189,791
	3. 中 学 校 費	136,987
	4. 社 会 教 育 費	84,219
	5. 保 健 体 育 費	92,476
11. 公 債 費		974,538
	1. 公 債 費	974,538
12. 給 与 費		1,134,356
	1. 給 与 費	1,134,356
13. 予 備 費		20,000
	1. 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	8,294,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) あぶた保育所建設施工監理委託	自 令和8年度 至 令和8年度	4, 3 6 6 千円
(仮称) あぶた保育所新築工事 (建築工事・機械設備工事・電気設備工事)	自 令和8年度 至 令和8年度	4 2 5, 3 4 8 千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
役 場 本 庁 舎 長 寿 命 化 事 業	29, 300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
子 ども 医 療 助 成 拡 大 事 業	13, 700	同 上	同 上	同 上
保育所統合複合化 施 設 建 設 事 業	270, 500	同 上	同 上	同 上
集会所解体事業	104, 200	同 上	同 上	同 上
西いぶり広域連合 新中間処理施設 建 設 事 業	19, 900	同 上	同 上	同 上
火葬場解体事業	43, 100	同 上	同 上	同 上
道営土地改良事業	34, 000	同 上	同 上	同 上
虻田漁港整備事業	18, 300	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
住宅リフォーム 助 成 事 業	8,000	同 上	同 上	同 上
観光イベント等 補 助 事 業	27,000	同 上	同 上	同 上
道路環境等 整 備 事 業	54,800	同 上	同 上	同 上
虻田地区等 街路灯改修事業	17,100	同 上	同 上	同 上
橋梁長寿命化事業	16,100	同 上	同 上	同 上
河川緊急浚渫 推 進 事 業	4,100	同 上	同 上	同 上
町営住宅長寿命化 改 修 事 業	122,400	同 上	同 上	同 上
西いぶり消防指令 センター整備事業	156,700	同 上	同 上	同 上
災害対応ドローン 整 備 事 業	600	同 上	同 上	同 上
多機能型積載車 更 新 事 業	25,600	同 上	同 上	同 上
学校施設空調設備 整 備 事 業	91,700	同 上	同 上	同 上
学校移転改修事業	18,400	同 上	同 上	同 上
高校生通学費等 助 成 事 業	6,800	同 上	同 上	同 上

議案第64号

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		166,424
	1. 国 民 健 康 保 険 税	166,424
2. 国 庫 支 出 金		0
	1. 国 庫 補 助 金	
2. 道 支 出 金		875,269
	1. 道 負 担 金	875,269
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		159,000
	1. 繰 入 金	159,000
	2. 基 金 繰 入 金	
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,200,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		36,991
	1. 総 務 管 理 費	35,685
	2. 徴 収 費	504
	3. 運 営 協 議 会 費	238
	4. 特 別 対 策 事 業 費	564
2. 保 険 給 付 費		863,732
	1. 保 険 給 付 費	863,732
3. 国民健康保険事業費納付金		280,746
	1. 国民健康保険事業費納付金	280,746
4. 保 健 事 業 費		15,626
	1. 保 健 事 業 費	9,581
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	6,045
5. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
6. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
7. 諸 支 出 金		304
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	304
8. 予 備 費		3,200
	1. 予 備 費	3,200
歳 出 合 計		1,200,700

議案第 6 5 号

令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 0 1, 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		219,176
	1. 介 護 保 険 料	219,176
2. 国 庫 支 出 金		317,879
	1. 国 庫 負 担 金	206,610
	2. 国 庫 補 助 金	111,269
3. 道 支 出 金		195,450
	1. 道 負 担 金	185,991
	2. 道 補 助 金	9,459
4. 支 払 基 金 交 付 金		332,427
	1. 支 払 基 金 交 付 金	332,427
5. 財 産 収 入		10
	1. 財 産 運 用 収 入	10
6. 繰 入 金		236,501
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	213,501
	2. 基 金 繰 入 金	23,000
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		56
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,301,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		30,445
	1. 総 務 管 理 費	21,477
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	8,852
	3. 運 営 協 議 会 費	116
2. 保 険 給 付 費		1,208,006
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,074,064
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	38,852
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	34,887
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	2,914
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	56,478
	6. そ の 他 諸 費	811
3. 地 域 支 援 事 業 費		61,823
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	23,209
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	38,614
4. 基 金 積 立 金		30
	1. 基 金 積 立 金	30
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		1,045
	1. 予 備 費	1,045
歳 出 合 計		1,301,500

議案第 6 6 号

令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 1 , 3 1 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		131,412
	1. 後期高齢者医療保険料	131,412
2. 繰入金		69,894
	1. 一般会計繰入金	69,894
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
4. 諸収入		3
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 雑入	1
歳入合計		201,310

議案第67号

令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,575戸
- (2) 年間総給水量 883,800m³
- (3) 1日平均給水量 2,421m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 配水管布設替工事 370m
 - (イ) 浄水場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款	水道事業収益	294,207千円
第1項	営業収益	196,041千円
第2項	営業外収益	98,165千円
第3項	特別利益	1千円

(支 出)

第1款	水道事業費用	294,207千円
第1項	営業費用	276,971千円
第2項	営業外費用	11,859千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	5,376千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,095千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,848千円、過年度分損益勘定留保資金77,247千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	1 8 1, 5 0 0 千円
第 1 項	企 業 債	1 6 4, 0 0 0 千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	1 7, 5 0 0 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	2 7 5, 5 9 5 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	9 0, 2 6 3 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	1 8 2, 4 3 5 千円
第 3 項	資 産 購 入 費	2, 8 9 7 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	164,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。ただ し、町財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1 8, 5 2 1 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,300千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,417千円と定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第68号

令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 768戸 |
| (2) 年間総給水量 | 217,500m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 595m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 簡易水道施設整備 | 一式 |
| (イ) 配水管布設替工事 | 201m |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款	簡易水道事業収益	89,626千円
第1項	営業収益	47,752千円
第2項	営業外収益	41,873千円
第3項	特別利益	1千円

(支 出)

第1款	簡易水道事業費用	89,626千円
第1項	営業費用	83,134千円
第2項	営業外費用	4,493千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	1,998千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24,969千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,527千円、過年度分損益勘定留保資金1,058千円、当年度分損益勘定留保資金15,658千円、減債積立金6,726千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	8 0, 4 0 0 千円
第 1 項	企 業 債	6 1, 9 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	1 8, 5 0 0 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	1 0 5, 3 6 9 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	4 3, 2 8 2 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	6 2, 0 8 7 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	61,900	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。た だし、町財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。
公営企業会計 法適用事業	1,300	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,233千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,900千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,778千円と定める。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第69号

令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接 続 戸 数 3, 5 8 9 戸
 - (2) 年間処理水量 2, 0 5 2, 2 0 0 m³
 - (3) 1日平均処理量 3, 6 7 4 m³
 - (4) 主要な建設改良事業
- (ア) 虻田下水終末処理場外改築更新工事 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	下水道事業収益	6 7 8, 9 7 8 千円
第 1 項	営 業 収 益	1 9 4, 6 3 4 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	4 8 4, 3 4 3 千円
第 3 項	特 別 利 益	1 千円

(支 出)

第 1 款	下水道事業費用	6 7 8, 9 7 8 千円
第 1 項	営 業 費 用	6 5 3, 5 3 9 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	2 2, 7 4 9 千円
第 3 項	特 別 損 失	1 千円
第 4 項	予 備 費	2, 6 8 9 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額157, 328千円は、過年度分損益勘定留保資金48, 563千円、当年度分損益勘定留保資金108, 765千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	2 7 8, 6 7 9 千円
第 1 項	企 業 債	1 2 2, 7 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	1 7, 0 0 0 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金	1 3 5, 7 2 0 千円
第 4 項	道 支 出 金	3, 2 5 7 千円
第 5 項	負 担 金 等	2 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	4 3 6, 0 0 7 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	1 7 5, 1 6 7 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	2 6 0, 8 4 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	122,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公営企業会計適用事業	1,300	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならない。

(1) 職員給与費 39,552千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、262,320千円である。

令和7年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明